

資料 4 - 4 - 4

環政評発第 121129300 号

平成 24 年 11 月 29 日

経済産業大臣 殿

環境大臣

(仮称) 僧都ウインドシステム発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見について (回答)

平成 24 年 10 月 1 日付け 20121001 商第 22 号をもって意見を求められた
標記について、別紙のとおり回答する。

(仮称) 僧都ウインドシステム発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、四国風力発電株式会社及び株式会社ジャネックス（以下「事業者」という。）が愛媛県南宇和郡愛南町において、総出力最大19,200kW（定格出力2,400kW級の風力発電設備最大8基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、愛南町の観音岳から南に延びる尾根に計画されており、対象事業実施区域周辺には複数の住居等が存在し、対象事業実施区域及びその周辺で、サシバやハチクマ等の猛禽類が確認されている。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日）に基づき作成されたものであるが、本年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、本準備書においては、対象事業の目的並びに工事計画、土地利用計画及び造成図面等の対象事業の内容の詳細が記載されておらず、環境影響評価を実施するに当たっての基本的な諸元が不足していることから、それらを経済書作成までに確定し、再度、予測及び評価を見直し、環境保全措置の検討に当たって環境影響の回避・低減に努めること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、工事の実施による「水の濁り」、「動物」、「植物」及び「生態系」については、土地改変による水域への影響が懸念されることから、また、「廃棄物等」については工事の実施により建設発生土及び伐採木が見込まれることから、それぞれ環境影響評価項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。

更に、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が発見されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的かつ客観的な予測及び評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4. 騒音及び低周波音について

騒音及び低周波音については、必要に応じて、風力発電設備等の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について定量的に予測及び評価すること。

特に、低周波音についてはその影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

5. 動物及び植物について

(1) 追加調査の実施について

動物及び植物の調査については、調査期間や調査範囲、調査地点等調査の手法の設定について、既の実施された調査の期間や時間帯等を基本として専門家の意見聴取を踏まえて再検討し、評価書の作成に当たっては、必要な項目・内容を補完するための追加調査を実施すること。

追加調査の結果、重要な種への影響が確認された場合においては、専門家の意見聴取を踏まえつつ、評価書の作成に当たって予測・評価を行うこと。

(2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

(3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び (2) に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避し、及び低減する観点から、風力発電設備等の配置や渡りの時期の稼働制限等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、ミサゴやクマタカなどの猛禽類や渡り鳥が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することで

より良い風力発電施設のあり方について検討できるよう努めること。

6. 周辺自治体等への意見聴取について

風力発電施設からの景観、希少野生動物等への影響については、立地する自治体の区域のみならず、広範な範囲において影響が及ぶおそれがあることから、対象事業実施区域に位置する愛南町周辺の自治体及び住民等に対する情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。

7. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。